

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第15条の6第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「直ちに」の右に「その旨を庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。以下同じ。）を使用して（京都市立病院若しくは京都市立京北病院に勤務する職員又は消防職員（以下「市立病院職員等」という。）にあつては、」を加え、「より」を「より）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第18条第1項各号列記以外の部分中「ときは、」の右に「庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては、」を加え、「より」を「より）」に改める。

第20条の4第1項前段中「旨を」の右に「庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては、」を加え、「より」を「より）」に改め、同項後段中「単身赴任届の記載事項」を「届け出た事項」に改める。

第20条の6前段中「旨を」の右に「庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては」を加え、「より」を「より）」に改める。

第29条第2項各号列記以外の部分中「記入する」を「記録する」に改め、同条第3項中「記入した」を「記録した」に改め、「、所属の局、区役所等の庶務担当課（課を置かない室にあつては、庶務担当室）を経由して」を削る。

第31条中「、健康保険組合」を削る。

第35条第1項前段中「書面を任命権者に提出して」を「庶務事務システムを使用して（市立病院職員等にあつては，書面により），任命権者に対して」に改める。

別表第1研究職給料表の項中「センター長の職務又はこれら」を「室長の職務又はこれ」に改める。

附 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。ただし，別表第1の改正規定は同月1日から，第31条の改正規定は同年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)